

国家公務員宿舎の整備について

令和 7 年 3 月 3 日
財 務 省 理 財 局

国家公務員宿舎を巡るこれまでの経緯

- 平成23年12月に策定された「国家公務員宿舎の削減計画」において、以下のとおりとりまとめられた
 - ・ 宿舎は真に公務のために必要なものに限定し、主として福利厚生目的のものは認めない
 - ・ 今後5年を目途に、当時の設置戸数である約21.8万戸から必要戸数の約16.3万戸まで、5.6万戸（25.5%）程度の削減を行う（全国10,684住宅のうち5,046住宅を廃止）
 - その後、宿舎跡地の売却により、平成28年度末時点で計画上の概算額（約1,700億円）を大きく上回る約2,939億円の財源が捻出され、計画を達成した
-
- 「令和元年国有財産分科会答申（R元.6）」及び「行政財産の未来像研究会報告書（R3.11）」において、以下のとおりとりまとめられた
 - ・ 削減計画における廃止宿舎の選定が主に老朽化や売却収入確保等の観点から行われたことや、近年の行政需要の変化に伴い宿舎需要が変化している
 - ・ 地域ごとで見ると宿舎の需要と供給にミスマッチが生じている、また、若手職員を中心とした独身用や単身用宿舎が不足する一方、世帯用宿舎は余剰が生じており、住戸規格にミスマッチが生じている、などの課題がある
 - ・ 宿舎需要の変化等を見極めつつ、①地域ごとの需給のミスマッチ解消、②住戸規格のミスマッチ解消、③老朽化宿舎への対応などについて検討を進めるべき

新規宿舎の建設について

課題

- 既存宿舎の老朽化が著しく進んでいる
- 地域ごとの宿舎需給のミスマッチが生じており、特に東京23区内の宿舎が不足している
- 独身者・単身者用宿舎が不足している
- 地方において、広大な敷地の中に多数の低層宿舎が立ち並び、敷地が低利用となっている宿舎がある

令和元年国有財産分科会答申等を踏まえた対応の方向性

- 個々の宿舎の状況に応じて長寿命化を図り、計画的かつ効率的な改修などを推進
- 宿舎が不足する地域においては、コスト比較を実施の上、借受又は建設による設置を検討
 - ⇒ 建設に当たっては、若手職員を中心とする独身・単身者向け宿舎の整備を優先
 - ⇒ 長期使用が困難な宿舎、非効率な土地の利用になっている宿舎は集約化し、建替えを検討
- 整備財源については、老朽度や立地条件を勘案して今後廃止する宿舎の売却収入を充てることで、新たな国民負担が生じないように対応



上記を踏まえ、令和7年度予算政府案において、新規宿舎建設（2件）のための必要経費を計上

①東京都北区十条、②熊本県熊本市

※ これまで予算措置した新規建設案件は以下のとおり

<令和5年度予算> 東京都葛飾区小菅

<令和6年度予算> 東京都北区桐ヶ丘、静岡県静岡市、岡山県岡山市

整備計画の概要（東京都北区十条）

所在地：東京都北区中十条一丁目ほか

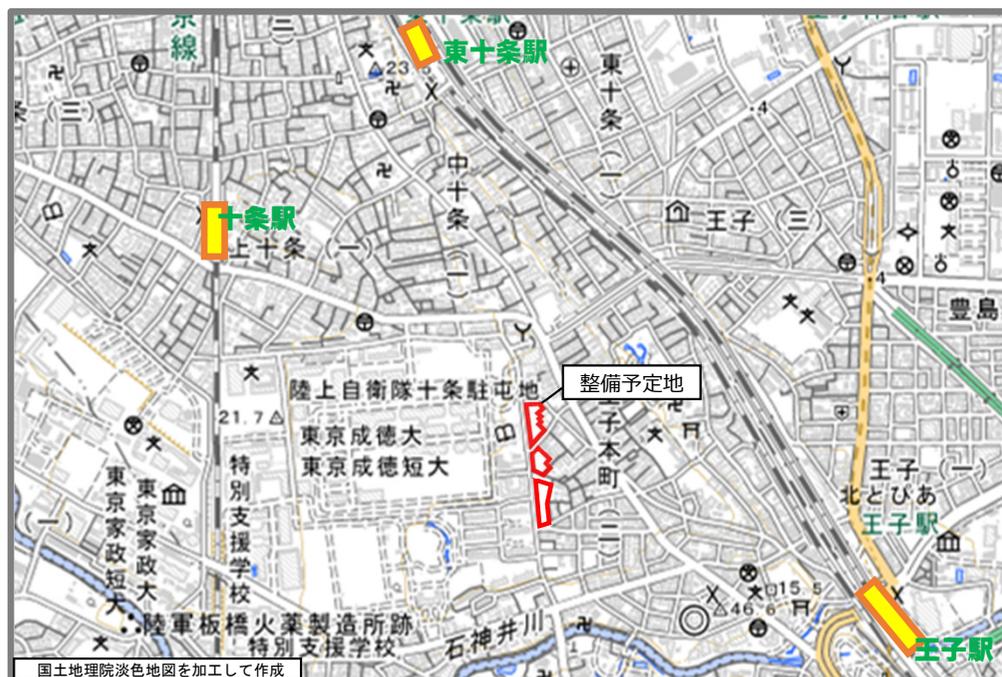
敷地面積：約7,566㎡ ※未利用国有地（公営住宅敷地として東京都に貸し付けていた財産が返還されたもの）

周辺環境：JR埼京線「十条」駅の東方約0.9kmに位置し、周囲には駐屯地、都営住宅、戸建て住宅、図書館等が立地

計画規模：6F～8F・269戸（独身者用140戸、単身者用56戸、世帯者用73戸）

都市計画：第一種住居地域 建ぺい率60% 容積率200%

竣工時期：令和11年度頃（予定）



整備計画の概要（熊本県熊本市）

所在地：熊本県熊本市中央区八王寺町

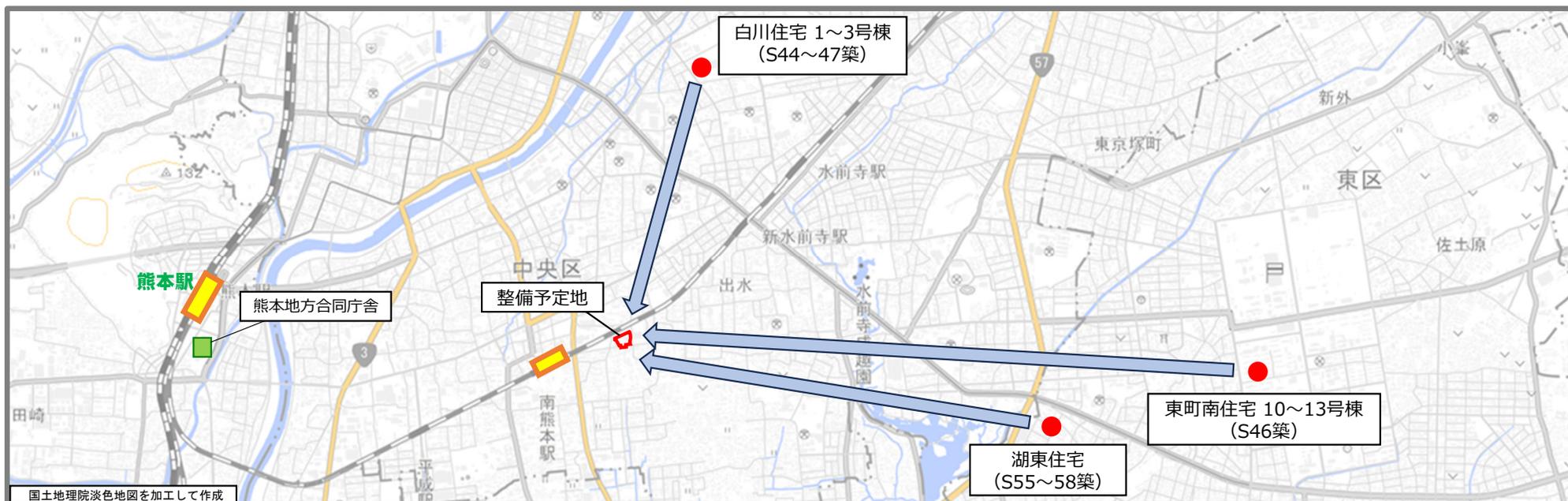
敷地面積：約11,150㎡ ※未利用国有地（仮庁舎として熊本県（土木事務所等）に貸し付けていた財産が返還されたもの）

周辺環境：JR「南熊本」駅の東方約0.5kmに位置し、周囲にはマンション、戸建て住宅、小売店舗等が立地

計画規模：11F～13F・250戸（独身者用65戸、単身者用153戸、世帯者用32戸）

都市計画：準工業地域 建ぺい率60% 容積率200%

竣工時期：令和11年度頃（予定）



宿舎の確保に向けたその他の取組み

- 廃止が決定された合同宿舎など既存の行政財産のストックを有効活用しながら、宿舎を確保している

※ 行政財産の未来像研究会報告書（令和3年11月）：「国民負担をできるだけ避ける観点から、既存の行政財産のストックを有効活用しながら、徹底したワイズスペンディングを実施していくことが重要」

廃止が決定された合同宿舎を再活用する事例

所在地：埼玉県さいたま市中央区上落合

建築年等：昭和51年築・RC4F

宿舎戸数：世帯者用45戸

※令和7年4月供用開始予定

廃止が決定された合同宿舎についてリノベーション工事をを行い、災害等緊急時対応職員用宿舎の確保や、周辺の小規模で低利用な宿舎の集約化に伴う受け皿等として再活用

廃止が決定された財産を合同宿舎化する事例

所在地：東京都葛飾区立石2丁目

建築年等：平成9年築・RC4F

宿舎戸数：独身者用59戸

※令和7年7月供用開始予定

廃止が決定された外務省所管財産（立石在外職員子弟育英寮）についてリノベーション工事をを行い、東京都23区の独身者・単身者用宿舎不足解消のために再活用

	外観	居室	水回り
リノベ前			
	▽	▽	▽
リノベ後			

	外観	居室	水回り
リノベ前			
	▽	▽	▽
リノベ後			

※現在工事中